

近畿運輸局・関東運輸局
同時発表

平成29年2月10日
総合政策局物流政策課

改正物流総合効率化法に基づく計画の認定について

国土交通省は、株式会社フリゴ等から申請のありました総合効率化計画2件について、改正物流総合効率化法第4条第4項の規定により認定しました。昨年10月の法改正後に認定された計画は、今回認定した2件を加えて13件になりました。

国土交通省では、労働力不足への対応や環境負荷低減への取組を進めるため、昨年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、関係者が連携して物流の総合化・効率化を推進する取組みを幅広く支援しております。

今般、申請がありました2件の計画（詳細別紙）は、特定流通業務施設の整備を伴う輸送網集約事業です。これらの取組みは、いずれもトラックドライバーの運転時間・待機時間の削減等の省力化がなされ、二酸化炭素排出量が削減されることから、総合効率化計画として認定しました。

【事業概要1】

事業名：北港物流センター増設に伴う輸送網集約事業
実施事業者：（株）フリゴ、（株）三和貨物
事業内容：別紙1参照
認定日：平成29年2月2日

【事業概要2】

事業名：新・千葉中央常温センター新設に伴う輸送網集約事業
実施事業者：（株）日本アクセス、（株）新晃、伊藤忠商事（株）、（株）フジタ
事業内容：別紙2参照
認定日：平成29年2月10日

【問い合わせ先】

（改正物流総合効率化法について）

総合政策局物流政策課物流産業室 羽村、中村、松井
直通：03-5253-8296

（事業概要1の認定について）

近畿運輸局交通政策部環境・物流課 岩佐、平馬
直通：06-6949-6410

（事業概要2の認定について）

関東運輸局交通政策部環境・物流課 田中、細野
直通：045-211-7210